富山県福祉バス運行管理業務仕様書

１　委託期間

令和２年５月１日～令和３年３月３１日

２　運行車両

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 車　種 | 台　数 | 車両番号 | 車名・型式等 | 用途 |
| 大型貸切バス | １台 | 富山２００は１１９２ | いすゞQRG-RU1ASCJ改 | 障害(身体・知的・精神)のある方々の行事参加などの送迎 |

　　　　　　　　　　　　　　　（介護人を含め最大３９名(車椅子固定席２席使用時の最大利用人員)）

３　バスの保管場所

　　富山市上赤江１－１－８（旧富山県車両センター）

４　業務内容

1. 運行

心身障害者の方々が各種の行事等に参加する際に便宜を図り、地域における社会活動への参加の促進を図ることを目的に福祉バスを運行する。

　ア　運行条件

　　・運行範囲は北陸３県及び新潟県、長野県、岐阜県とし、１回の利用日数は２日以内とする。

　　　・運行時間は７時３０分（バス保管場所出発時間）～１７時３０分（バス保管場所（又は宿泊先）

帰着）までとする。

　　　　（運転手の拘束時間は最大で７時～１８時３０分。（１日の最大拘束時間は１１時間３０分）となる。）

　　　・１日の走行距離は２８０㎞以内（車庫の出発から車庫(又は宿泊先)への帰着まで）とする。

　　イ　運行日

　　　・年末年始及び月曜日を除いた毎日とする。

　　ウ　運行日数

　　　・年間１８０日以内とする。

　　エ　運転手

　　　・運転手は大型貸切バス運行の実務経験が３年以上であることが証明される者であること。ただ

し、受託者が貸切バス事業者安全性評価認定委員会で評価認定されている事業者である場合、

これを省くことができる。

・運転手は大型貸切バスによる障害（身体・知的・精神）のある方の輸送に直近３年以上続けて

従事している者であること。

・運転手は障害者への配慮ができる者であること。

　　　・運転手に不都合が生じた場合の交代要員の準備が整っていること。

　　　・富山県福祉バスの運行にあたっては、運転手はなるべく固定した者であること。

　　オ　主な日常業務

　　　・運行申込書のチェック(利用団体及びルート確認、必要に応じて下見)

　　　・パワーリフト（泰平電機株式会社製　F9T-DAEXミラージュ）及び車椅子固定等の操作

　　　・障害者の乗降補助

　　　・運行後の給油（給油は協議会指定の給油所で行う）

　　　・利用者の負担すべき費用（有料道路通行料、駐車料金、運転者の宿泊費、燃料費、その他必要

経費（尿素水費））の請求及び徴収

　　　・トラブル発生時(事故や故障)の際の協議会への連絡

（２）管理

　　　・日常的な点検及び整備

・運行後の車内外清掃

　　　・運転記録簿の記入及び協議会への提出

　　　・尿素水の注文、購入及び補充

　　　・車検や点検、修理時、タイヤ交換時の納車及び引取

　　　・座席カバーのクリーニング及び交換

　　　・降雪時の車庫付近除雪

（３）自動車保険

　　　　受託者は、事故に備えて自動車保険（任意）に加入する。

1. 損害賠償

　受託者は、福祉バスの運行に際し、関係法令違反等受託者の責めに帰すべき事由によって他に損害を与えたとき、または福祉バスに損傷を与えたときは、受託者がその損害賠償の責めに任ずるものとする。

1. 守秘義務

　本業務を遂行する上で知り得た個人情報の守秘に配慮すること。本業務契約終了後においても同様とする。

（６）信用失墜行為の禁止

　　　　業務遂行にあたっては、県の信用を失墜する行為を行ってはならない。

５　積算内訳

|  |  |
| --- | --- |
| 積算区分 | 数量 |
| （１）運転手人件費 | １式 |
| （２）清掃管理費 |
| （３）一般整備費 |
| （４）法定点検料（３か月点検） |
| （５）任意保険料 |
| （６）諸経費 |

６　提出書類

　　・運転手の大型貸切バス運行に係る実務経験を証する書類

　　　※ただし、受託者が貸切バス事業者安全性評価認定委員会で評価認定されている場合は、評価認

定を証する書類

　　・運転手の大型貸切バスによる障害のある方の輸送に係る実務経験を証する書類

　　・富山県福祉バス運行に当たって、運転手の交代体制が分かる書類（交代要員の配置について）

７　その他

　　・この仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者とが協議して定めることとする。